

平成30年12月20日

相続税の機能と今後の税制のあり方について

－平成30年度諮問に対する答申－

日本税理士会連合会
税制審議会

税制審議会委員名簿

本答申の審議に参加した特別委員及び専門委員は次のとおりである。

〔 特 別 委 員 〕

(会 長)	金 子 宏	東京大学名誉教授
(会長代理)	品 川 芳 宣	筑波大学名誉教授、弁護士
	荒 井 恒 一	日本商工会議所理事・産業政策第一部長
	井 伊 重 之	産経新聞社論説委員
	井 上 隆	日本経済団体連合会常務理事
	榎 本 陽 介	全国商工会連合会企業支援部長
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長
	川 北 力	損害保険料率算出機構副理事長、元国税庁長官
	小 島 忠 男	日本税理士会連合会副会長
	鈴 木 正 徳	日揮株式会社取締役執行役員、元中小企業庁長官
	田 近 栄 治	成城大学経済学部特任教授
	田 中 治	同志社大学法学部教授
	中 里 実	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中 村 秀 明	毎日新聞社客員編集委員
	成 道 秀 雄	成蹊大学経済学部特任教授
	野 坂 雅 一	読売新聞東京本社調査研究本部総務
	伏 屋 和 彦	会計検査院顧問、元会計検査院長、元国税庁長官
	細 溝 清 史	(公財)金融情報システムセンター理事長、元金融庁長官
	真 砂 靖	弁護士、元財務事務次官
	弥 永 真 生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	吉 村 典 久	慶應義塾大学法学部教授

〔 専 門 委 員 〕

(専門委員長)	小 池 正 明	東京会
(同副委員長)	上 西 左大信	近畿会
	川 島 雅	東京会
	中 村 重 和	東京地方会
	近 藤 雅 人	近畿会
	黒 柳 龍 哉	東海会
	和 田 榮 一	千葉県会・日本税理士会連合会専務理事
	平 井 貴 昭	東京会・日本税理士会連合会調査研究部長

目 次

はじめに	1
I 相続税の機能と課税の現状	1
1. 相続税の機能と課税目的	1
2. 相続税課税の現状	2
II 諸外国における相続税制の状況	2
1. 先進諸国（G7）における相続税制の実施状況	2
2. その他の国・地域における相続税制の実施状況	2
III 今後の相続税制のあり方	3
1. 相続税の機能及び目的からみた税制のあり方	3
(1) 富の再分配と資産格差の固定化の防止	3
(2) 老後扶養の社会化と社会保障費用の調達	3
(3) 相続税の補完税としての贈与税との関係	4
(4) 相続税の税率と所得税の税率の関係	5
2. 諸外国の税制とわが国の相続税制	5
(1) 相続税制の廃止の潮流との関係	5
(2) 諸外国の税制との整合性とグローバル化への対応等	5
IV 相続税の個別事項のあり方	6
1. 基礎控除	6
2. 最高税率と最低税率の水準	7
3. 配偶者に対する税額軽減	7
4. 2割加算	8
5. 小規模宅地等の特例	8
6. 事業承継税制	8
7. 民法改正と相続税	9
(1) 配偶者居住権	9
(2) 特別寄与料	9
(3) 成年年齢の引下げ	9
おわりに	10

はじめに

わが国の相続税制は、明治 38 年（1905 年）に創設されたものであり、100 年以上が経過し、広く定着したものとなっているが、その沿革をみると、課税方式、課税最低限、税率構造などのほか、各種の特例措置についてさまざまな変遷を経ている。これは、その時々々の経済情勢や民法の相続制度との関係、税務執行への対応などのほか、相続に関する国民の認識の変化とも関わることでありと考えられる。

当審議会は、平成 30 年 6 月 26 日付日連第 253 号をもって諮問のあった「相続税の機能と今後の税制のあり方について」の審議に際し、基礎控除額の引下げや最高税率の引上げ等が行われた平成 25 年度税制改正と諸外国の税制を踏まえながら、今後の相続税制のあり方について検討した。

平成 25 年度の改正によって、相続税の課税ベースが拡大し、富の再分配機能は一定程度の回復が図られたと考えられる。今後の相続税について、とりわけ高額な相続財産に対しては、なお一層の課税強化を行う余地があるとしても、中間層以下の財産取得者に対し、さらに課税を拡大し強化することは適当ではないというのが当審議会の基本的認識である。ただし、本諮問事項は、国民一人ひとりの価値観に深く関わる問題である。相続財産に対してどの程度の負担を求めるかは、国民の間でさまざまな意見があり、その認識は一様ではないことに留意する必要がある。

本答申は、総会を 6 回、専門委員会を 7 回開催し、検討した結果を取りまとめたものである。

I 相続税の機能と課税の現状

1. 相続税の機能と課税目的

相続税の機能と課税目的については、税収を確保することはもとより、かねてから「富の再分配」を図るとともに、「所得課税の補完」をすることにあるとされてきた。このうち前者は、富の集中を排除し、国民間の経済的格差を是正するということであり、また、後者は、被相続人の生前における所得について相続時に清算的に課税するとともに、相続財産を取得した相続人の純資産の増加を一種の所得とみて税負担を求めるということである。

この点に関し、平成 25 年度の改正の基となった平成 24 年 3 月のいわゆる税制抜本改革法附則 21 条では、「資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し …… について検討を加え、その結果に基づき、平成 24 年度中に必要な法制上の措置を講ずる。」とされていた。

この規定では、老後扶養の社会化が進展していることを踏まえて相続税制を見直すとしているが、相続税の課税目的の観点からは、老後扶養に要する社会保障財源を調達するため、相続を機に、相続財産を社会に還元させることにあると解することができる。

このように、相続税の機能と目的については、富の再分配と所得課税の補完のほかに、

近年では、高齢化の進行に伴って急増している社会保障費の調達という視点が付加されたと考えられる。

2. 相続税課税の現状

資産課税である相続税については、経済情勢や資産価額の変動によって税収等に大きな影響が生じることはいうまでもない。平成の30年間をみると、いわゆるバブル期において土地や上場株式を中心として資産価額の急激な高騰があった。これに伴う税負担の上昇に対処するため、相続税制では、基礎控除額の引上げ、税率構造の緩和、各種特例措置の拡充等が行われた。

しかしながら、バブル経済が崩壊し、土地等の価額が下落したにもかかわらず、これらの制度が維持されたため、相続税の財源調達力や富の再分配機能が低下したといわれている。ちなみに、課税件数割合（年間課税件数/年間死亡者数）は、昭和62年に7.9%であったが、平成13年から平成26年までは4%台となり、また、相続税の納付税額は、平成3年に3兆9,651億円に達したが、平成26年には1兆3,904億円に下落している。

このような状況の中で、平成25年度の税制改正により、基礎控除額の引下げや最高税率の引上げを含む税率構造が見直され、平成27年1月以後の相続から適用された。この結果、次のとおり納付税額、課税件数及び課税件数割合がともに増加することとなった。

	相続税の納付税額	課税件数 (死亡者総数)	課税件数割合
平成26年分	1兆3,904億円	56,239件 (1,273,004人)	4.4%
平成27年分	1兆8,115億円	103,043件 (1,290,444人)	8.0%
平成28年分	1兆8,679億円	105,880件 (1,307,748人)	8.1%

II 諸外国における相続税制の状況

1. 先進諸国（G7）における相続税制の実施状況

主要諸外国の税制をみると、わが国を除くG7諸国（アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ）のうち、相続税制のない国はカナダのみである。ただし、カナダでは、相続による財産移転の一部について、そのキャピタルゲインに課税を行っており、相続税の機能の一部を所得税に代替させている。

アメリカの場合には、2001年税制改正により、同年から2009年まで段階的に減税を行うとともに、2010年にはいったん相続税制を廃止した。ただし、その減税法は2010年までの時限立法であったため、同年には相続税制が復活している。また、イタリアでは、2001年の税制改正により相続税制を廃止したが、2006年から再導入されている。

このように、主要先進諸国では、相続財産に対する課税制度が容認されているとみることができる。

2. その他の国・地域における相続税制の実施状況

上記以外の諸外国の状況をみると、G7諸国以外において相続税制のない国又は地域

は 83 か国であり、その数は相続税制のある 44 か国を大きく上回っている（平成 29 年 2 月・経済産業省の委託調査「対内直接投資促進体制整備等調査」による）。また、かつて相続税制を有していたが、その後に廃止した国としては、次の例がある。

国・地域名	廃止年	国・地域名	廃止年
オーストラリア	1979 年	香港	2006 年
ニュージーランド	1999 年	シンガポール	2008 年
スウェーデン	2004 年	オーストリア	2008 年
ポルトガル	2004 年	ノルウェー	2014 年

なお、これらの国が相続税制を廃止した理由はさまざまであると推測されるが、富裕層の国外転出の防止、富裕層の国内誘致の促進のほか、経済活動の国際競争力の向上に相続税が不利に作用することなどが考えられる。また、それぞれの国の経済的・政治的な事情や相続に対する国民の認識の相違なども関係していると考えられる。

Ⅲ 今後の相続税制のあり方

1. 相続税の機能及び目的からみた税制のあり方

(1) 富の再分配と資産格差の固定化の防止

相続税の基本的かつ重要な機能は、高額な資産に多くの負担を求めることにより、資産を再分配するとともに、格差の固定化を防止することにある。また、そのことによって、次世代における「機会の平等」も図れることになる。

この点に関し、相続税の場合には、所得課税と異なり、その課税が勤労意欲に直接的な影響はなく、経済に与える歪みは少ないといわれている。こうした観点からは、とりわけ高額な相続財産に対してはより多くの負担を求めることが適当ということになり、最高税率（現行 55%）の引上げを検討する余地がある。具体的には、6 億円超の課税財産価額に最高税率を適用している現行制度について、例えば 10 億円を超える課税財産について、現行の最高税率より高い水準の税率を適用するなどの方法が考えられる。

ただし一方で、後世代により多くの資産を引き継がせたいというのが一般的な国民の認識であるとするれば、相続税の負担割合には自ずから限界があると考えられる。また、平成 25 年度の税制改正により、最高税率が 50%から 55%に引き上げられたこと等からみて、資産格差の拡大に一定の歯止めがかけられたと評価することもできる。高額な財産に対し、なお一層の課税強化を行う場合には、どの程度まで資産格差を是正すべきかについて、国民のコンセンサスを得る必要がある。

(2) 老後扶養の社会化と社会保障費用の調達

近年の相続税に関する議論をみると、社会保障費が急増しているわが国の財政の現状、社会保障制度の整備及び老後扶養の社会化の進展等を勘案すると、社会保障財源を調達するため、相続を機に相続財産の一部を社会に還元させるという視点が重要であるとされている。

さらに、相続人の高齢化により、相続時点では相続人自身の資産形成が進んでいるこ

と、また、社会保障制度の整備が高齢者の資産の維持に寄与していることなどからみると、相続財産が相続人の生活基盤になるという意味合いは相対的に薄れつつあるという指摘がある。ちなみに、日本銀行「資金循環統計」及び総務省「全国消費実態調査」に基づく財務省の推計によると、わが国の個人金融資産は約 1,700 兆円であるが、そのうち約 6 割（約 1,000 兆円）を 60 歳代以上の者が保有しているとされている。

このような状況からみると、介護、医療、年金などの社会保障給付は、高齢者が多くを享受することから、その財源は高齢者を含めて広範囲に調達すべきであり、その一環として相続財産に対して可能な限り広く負担を求める必要があるという意見がある。

ただし、社会保障制度の整備が進行しているとしても、高齢者間には依然として資産格差や所得格差が大きいことに留意する必要がある。したがって、一部の富裕層に対する課税の強化は容認できるとしても、高齢者に広く相続税の負担を求めることは適切ではないと考えられる。

なお、社会保障費が年間で約 33 兆円（国家予算の 30%超）に達している現状をみると、その多くを相続税収で賄うことは事実上不可能である。社会保障財源については、税制全体で対応すべき問題であり、過度に相続税に依存することは適当ではない。

(3) 相続税の補完税としての贈与税との関係

相続人の高齢化、少子化の進行、人口の減少といった社会構造の変化の中で、若年層への早期の資産移転を促進することにより、経済の活性化を図る必要があるとされている。こうした要請に税制で対処するため、贈与税において、次のような非課税措置が講じられている。

- ・住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例（平成 21 年度導入）
- ・教育資金の一括贈与を受けた場合の特例（平成 25 年度導入）
- ・結婚子育て資金の贈与を受けた場合の特例（平成 27 年度導入）

相続人が高齢化しつつある現状からみて、相続を待たずして若年層に資産を承継させるという視点は重要であるが、これらの特例措置にどの程度の経済効果があるかは不明である。また、これらの特例措置を利用できる者の多くが資産家であるという実態からみると、その適用によって贈与税が空洞化し、相続税の補完税としての機能が弱められるとともに、資産格差の固定化につながるおそれがある。

したがって、これらの特例措置は適切なものとはいえず、適用期限の到来を見据えて廃止又は縮小すべきである。若年層への早期の資産移転を図るためには、贈与税の基礎控除額を引き上げるとともに税率構造を緩和することが適当である。

財産の生前贈与と相続との関係については、「老老相続」が進んでいる現状を踏まえると、高齢者からの資産移転の時期の選択について、税制の中立性を確保する必要があると考えられる。税制が資産移転の障害になることを避けつつ、若年者のニーズに応じて資産の移転が可能になる仕組みが求められる。

この点に関し、平成 15 年度の税制改正の際に創設された相続時精算課税制度は、こうした観点からの相続税と贈与税の一体化措置と位置付けられている。資産移転の時期に対する税制の中立性という観点からは、相続時精算課税は有意義な制度であると考えら

れるが、その普及を促進するためには、特別控除額（現行 2,500 万円）の拡充のほか、贈与財産価額が下落した場合に贈与時の価額で相続税が課税されるというリスクを軽減するなどの仕組みを検討する必要がある。

なお、相続税と贈与税の一体化に関して、両税を統合した累積課税の仕組みが適当であるという意見がある。わが国では、シャープ勧告に基づく昭和 25 年度の税制改正で累積課税方式が導入されたが、執行が困難であるといった理由から、昭和 28 年に廃止されている。相続時精算課税は一種の累積課税方式であり、適正な執行を担保する措置が講じられているが、暦年課税について同方式を採用すると、累積期間が長期になるほど実務が煩雑化し、執行が困難になるおそれがあることに留意する必要がある。

(4) 相続税の税率と所得税の税率の関係

相続税は所得税の補完税であるとされており、両税の関係からみれば、それぞれの税率水準を同レベルとすることが整合的であるという考え方があり。

しかしながら、相続税と所得税では、それぞれ課税目的が基本的に異なっており、また、課税最低限や計算構造も相違している。したがって、両税の税率水準を同レベルに設定する必要はないと考えられる。相続税の税率は、その課税目的や税収規模等を勘案して独自に設定することが適当である。

2. 諸外国の税制とわが国の相続税制

(1) 相続税制の廃止の潮流との関係

前述したとおり、G7 諸国には相続財産に対する課税制度があり、また、EU加盟国である 28 か国のうち 18 か国には同制度が措置されているが、一方で、相続税制がない国や廃止をした国も少なくない。このため、国際的にみれば、相続税制は廃止の潮流にあり、わが国においても同制度を廃止すべきであるという意見がある。

この点について、国税収入に占める相続税収の割合は僅少であり、財政上は重要な税目とはいえ、また、相続税制を抜本的に見直しても多大な税収を期待することはできない。このため、相続税制の廃止論にもそれなりの理由があると考えられる。

しかしながら、わが国の財政事情を考慮すれば、税収の規模等にかかわらず、相続税制を廃止することは実際問題として困難である。富の再分配を図るとともに社会保障財源を調達するという観点からは、諸外国の情勢にかかわらず、わが国においては相続税制を存置する必要がある。

(2) 諸外国の税制との整合性とグローバル化への対応等

経済がグローバル化し、人やモノの流動性が高まっていることを勘案すると、わが国において相続税制を存置するとしても、諸外国の税制と大きく異なり、その負担率が高い場合には、人やモノの国外転出を誘引し、課税の空洞化にもつながりかねない。また、国外財産の課税漏れや租税回避行為が増加するおそれがあるとともに、国外からの有能な外国人材の招聘にも支障が生じかねない。このため、わが国の相続税制について、諸外国の税制との整合性を図る必要があるという意見がある。

国際化が進展している今日において、国外の税制を考慮するという視点は重要である

が、諸外国をみると、国ごとに経済状況、財産制度、相続に対する国民の認識などが大きく異なっており、また、課税ベースや課税方式など相続税制の仕組みもさまざまである。したがって、相続税制について、諸外国の税制との間の整合性を図ることは実際問題として困難である。

経済のグローバル化に関して、国外財産に対して適切な課税を担保するという観点から、現行では、相続税の納税義務者と課税財産の範囲の拡大、国外転出時課税制度、国外財産調書制度、租税条約による情報交換制度などの措置が講じられている。国外財産の捕捉等について、これらの制度には一定の効果があると考えられることから、今後とも的確に執行する必要がある。

なお、人やモノの国外移転等を利用した租税回避的な行為に対し、制度及び執行の両面での確に対処しないと、税制に対する国民の信頼を損ねるおそれがあることに留意する必要がある。

IV 相続税の個別事項のあり方

1. 基礎控除

平成 25 年度の税制改正により、相続税の基礎控除額は、定額控除及び法定相続人比例控除とも、同改正前の 6 割水準に引き下げられた。この結果、課税件数割合は、改正前に比して約 2 倍に増加した。ちなみに、平成 28 年分の課税件数割合は、全国平均では 8.1% となっているが、地価の影響もあって都市部の課税件数割合はさらに高く、東京都は 15.8%、愛知県は 14.0% などとなっている。

相続税によって社会保障費を調達するという観点からは、より多くの国民に負担を求めの必要があり、「広く薄く」課税するため、現行の基礎控除額をさらに引き下げるべきであるという意見がある。

しかしながら、上記の課税件数割合からみると、平成 25 年度改正によって相続税の大衆課税化が図られたとみるべきであり、相続税は富裕層のみに対する税であるという一般国民の認識と乖離したと考えられる。前述したとおり、社会保障財源は、消費税を含む税制全体で手当すべきであり、相続税に多くを求めることは適当ではない。したがって、基礎控除額をさらに引き下げ、課税対象範囲を拡大することは適当ではない。

基礎控除額の引下げに関しては、執行上の問題にも留意する必要がある。平成 25 年度改正以後、少額の納税申告書や納付税額のない申告書の提出数が増加しているが、税務当局において、これらの申告内容の調査・確認を行うためには、これまで以上に事務量を要することになる。このため、税収と執行コストとの関係からみると、現行の相続税は非効率な税制になっていると考えられる。また、基礎控除額が引き下げられたことにより、無申告事案が増加するおそれがあるが、無申告の状態が放置されると、国民の税制に対するコンプライアンスの欠如につながりかねないことにも留意する必要がある。

なお、高齢者が急増する中で、今後とも相続税の申告件数が増加すると予測されるが、適正かつ円滑な執行を担保するため、相続税の申告の電子化や課税情報の収集・確認を

推進していく必要がある。

2. 最高税率と最低税率の水準

相続税の主たる課税目的である資産の再分配と格差の固定化の防止という観点からは、高額な相続財産にはより多くの負担を求める必要があり、前述したとおり、相続税の最高税率（現行 55%）はさらに引き上げる余地があると考えられる。

ただし一方で、平成 25 年度の税制改正により、最高税率が 55%に引き上げられたことからみて、おおむね相続税の課税目的に適合した税率水準に達しているという意見もある。したがって、仮に最高税率をさらに引き上げるとすれば、その適用財産価額の範囲（ブラケット）について慎重に検討する必要がある。この点については、前述したとおり、例えば 10 億円を超える課税財産価額には、現行の最高税率を上回る水準の税率を適用するなどの方法が考えられるが、どの程度まで再分配と格差の是正を行うかは、国民の価値観に関わる問題である。具体的な制度設計は、民意を反映した政策判断によることになる。

なお、相続税の納付方法として延納と物納の制度が措置されているが、現行の制度は要件等が厳しく、いずれもタイトなものとなっている。相続税が財産課税であることからみると、高額な財産により多くの負担を求める場合には、容易に納税できるような環境を整備する必要がある。また、相続税の納税のために相続財産を譲渡した場合の相続税と譲渡所得税との負担調整については、現行の「相続税額の取得費加算の特例」のあり方を含め、納税環境の整備の観点から再検討する必要がある。

一方、相続税の税率に関しては、「広く薄く」課税することの一環として、基礎控除額の引下げとともに、最低税率（現行 10%）を引き下げるべきであるという意見もある。

しかしながら、最低税率の水準については、税収の規模と徴税コストとの関係を考慮すべきである。相続税の最低税率を現行より引き下げた場合には、少額な税収を得るために多額の徴税コストを要することになりかねず、執行上の事務負担も増加することになる。したがって、最低税率は、現行の水準を維持することが適当である。

3. 配偶者に対する税額軽減

現行の配偶者に対する軽減措置（法定相続分までの遺産取得又は 1 億 6,000 万円までの遺産取得は納税なし）は、夫婦別産制の下で、相続財産に配偶者の潜在的な持分があること、被相続人の財産形成に配偶者が寄与していることなどの理由から設けられていると考えられる。制度自体は広く活用され定着したものとなっている。

現行の制度では、軽減対象となる取得財産価額に上限は設けられていないが、多額の取得財産には相当程度の負担を求めるべきであるとして、一定の範囲内で軽減措置を適用すべきであるという意見がある。

しかしながら、配偶者が取得した財産は、いわゆる 2 次相続において再び相続税の課税対象になる。現行の軽減措置は、非課税ではなく、2 次相続時までの課税の繰延べにすぎないことに留意する必要がある。一般的な相続の場合、2 次相続においては配偶者に対する軽減措置の適用はなく、1 次相続よりも高負担となる課税の実態からみれば、

軽減対象となる配偶者の取得財産価額に上限を設ける必要はない。現行制度を維持することが適当である。

4. 2割加算

相続財産を取得した者が被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合には、納付税額の計算において、いわゆる2割加算制度が適用されている。この制度は、被相続人から孫に財産の遺贈があると、相続税の課税が1回分回避されること、また、子や配偶者以外の者が財産を取得することには偶然性があり、これらの者は相続財産を生計の糧とする必要性に乏しいことなどの理由から措置されているものである。

これらの趣旨からみれば、「2割」が適切な割合であるかどうかは検討する余地があるとしても、おおむね妥当な制度であり、今後とも存置することが適当である。

なお、その適用対象者について、若年層への早期の資産移転の必要性が高まっていることを勘案すると、被相続人から孫への遺贈については2割加算を適用しないという方策を検討する余地がある。

5. 小規模宅地等の特例

現行の小規模宅地等の特例は、事業用宅地等及び居住用宅地等が相続人等の生活基盤となる財産であること、また、その処分に相当の制約があることから設けられている軽減措置である。

現行の制度は、その趣旨からみて妥当なものであり、また、宅地等の価額によって減額される金額が異なることから、地域間の地価に開差があることと地域に関係なく同一水準である基礎控除との間の調整の役割も果たしている。

今後の検討課題は、現行の適用対象面積の是非（事業の種類によっては、限度面積である400㎡を超える宅地が必要な場合がある）である。また、現行の相続税の課税方式の下では事業や居住をしない者の相続税も軽減されるという問題があるとともに、宅地を有する者と有しない者の間の公平性についてどのように考えるかという課題がある。生計の基礎となる財産に対する課税のあり方については、国民の認識を踏まえて引き続き検討していく必要がある。

6. 事業承継税制

中小企業の事業承継問題に関しては、平成30年度の税制改正において、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件等が大幅に緩和されており、事業承継の円滑化に資する税制が整備されたところである。

当面は、同制度の適用状況を注視し、平成30年度改正の効果を検証した上で、改善すべき点についてはさらに見直しを行っていく必要があるが、さしあたり、同制度の普及の障害となっている複雑な適用手続については、その簡素化を図るべきである。

なお、個人事業者に係る事業承継税制については、その利活用を促進するため、可能な限り適用要件や手続を簡素なものとし、個人事業の実態に即した納税猶予制度を創設すべきである。

7. 民法改正と相続税

近時の民法の改正について、相続税制との関係では、新設された配偶者居住権と特別寄与料に係る財産評価と課税のあり方について、また、成年年齢の18歳への引下げについて税制との関係を検討する必要がある。

(1) 配偶者居住権

相続後の配偶者の居住環境の保護を目的として、配偶者が居住していた被相続人所有の建物について、遺産分割等により、終身又は一定期間にわたり配偶者がその建物に居住することができる法定の権利として配偶者居住権制度が創設された。

配偶者居住権について、民法は、その権利に財産的価値があるものとしており、また、相続税法は、相続又は遺贈により取得した財産に課税することとしている。これらを踏まえれば、相続税においても配偶者居住権の価額を評価し、課税対象とすることが民法と整合することになる。

配偶者居住権の評価について、その価額を建物所有権の価額より低額なものとし、配偶者に多くの生活資金を相続させるという立法趣旨からみれば、その権利に相続税を課税するとしても、評価においては可能な限り低額にする必要がある。その際、配偶者居住権の譲渡が禁止されていることを考慮すべきである。また、配偶者居住権が設定された建物及びその敷地の評価においては、一定の斟酌をすることが適当である。

なお、小規模宅地等の特例との関係について、配偶者居住権そのものは建物に対する権利であるため、土地又は土地の上に存する権利を対象としている現行の法令からみれば、配偶者居住権に同特例を適用することは不可能である。ただし、その敷地である宅地に係る配偶者の利用権部分に対しては同特例を適用することが適当である。

(2) 特別寄与料

被相続人の療養・看護に貢献した相続人以外の親族が、相続後に相続人に金銭の支払を請求できる特別寄与料の制度が創設された。

特別寄与料について、仮に所得課税を行うとすれば、一時所得又は雑所得になると考えられる。ただし、「相続」に伴う金銭的収入であり、支払者は相続財産から支出する例が多いと想定されることからみると、特別寄与料は、被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税の課税に取り込むことが適当である。

特別寄与料に相続税を課することとすれば、その支払をした相続人においては、課税価格の計算上、その支払額を控除することが可能になると考えられる。

なお、特別寄与料に相続税が課されるとすれば、現行法の下では2割加算制度が適用されることになるが、その適用の是非について検討する必要がある。

(3) 成年年齢の引下げ

改正民法は、成年年齢を20歳から18歳に引き下げたが、税制では、その適用基準を20歳としている例が多い。相続税制関係では、未成年者控除、相続時精算課税、事業承継税制、贈与税の軽減税率の特例、住宅取得等資金の贈与の特例などがある。成年年齢は、行為能力や管理能力に着目して設定されており、民法と税法との整合性を重視するとすれば、これらの税制における年齢基準を18歳に引き下げることが適当である。

ただし、税制上の年齢要件について、一律に18歳とすることが適切かどうかは個別に検討する必要がある。例えば、相続税の未成年者控除について、相続人が学生等の場合には、学費や生活費等を相続財産に依存する例が少なくない。このような例では、18歳以上の者であっても現行の未成年者控除を適用することが適当である。年齢基準のある税法規定について、一律に18歳に引き下げることが適当でない場合もあり得ると考えられる。それぞれの制度の趣旨・目的に応じて年齢基準を設定する必要がある。

おわりに

税制に期待される基本的かつ重要な機能の一つに再分配があるといわれている。財産の無償取得に課税する相続税の場合には、累進税率が適用できるため、再分配を行うに適した税とすることができる。一方、わが国の財政の現状からみると、高齢化の進行に伴ってどのように社会保障費用を調達するかが税制上の重要な課題となっている。このため、再分配とともに社会保障の充実の観点から、税制全体の中で相続税をどのように位置付けるか、また、相続税にどのような役割を担わせるかが問題となる。

当審議会は、これらの問題を踏まえ、今後の相続税制のあり方について、課税強化が行われた平成25年度の税制改正を評価しながら検討を行った。その基本的な考え方は、「はじめに」において述べたとおり、極めて高額な相続財産に対しては、さらに多くの税負担を求める余地があるが、現行の最高税率が適用される課税財産価額（6億円）以下の部分については、現行制度以上に課税の強化・拡大を行うべきではないということである。

ただし、相続財産に対する適切な税負担の割合については、国民の間で一致した考え方があるわけではなく、当審議会においてもさまざまな見解が示されたところである。この点は、個人ごとに「相続」に対する認識が異なる以上、ある意味では当然のことであると考えられる。今後の相続税の課税状況と高齢化の進行とともに増加していく相続の実態を踏まえて、その負担のあり方を引き続き検討していく必要がある。

なお、老後扶養の社会化の進展に対処するためには、相続税がそれなりの役割を果たすべきであると考えられるが、その税収規模や国民の相続税に対する認識等からみて、多額の社会保障財源として期待することはできない。その財源は、税制全体で対処すべきである。この点は答申本文で述べたとおりであるが、改めて付言しておきたい。

このほか、現行の相続税制に関する個別事項については、答申本文で述べたとおりであるが、さらに検討すべき事項も少なくない。例えば、相続税の課税方式である。現行の法定相続分課税方式には、同額の財産を取得しても税負担が異なるという水平的公平の観点からの問題があるが、課税方式の見直しは、税負担に直接影響を及ぼすことであり、今後の検討課題である。

税の負担は、担税力に即して配分されなければならないが、担税力の尺度としては、所得と消費と資産があるとされている。これらについて、わが国では経済のストック化が進行していることから、資産に対する課税のあり方が課題になりつつある。相続による資産の取得のほか、その保有や譲渡に係る税制を含めて、今後さらに議論を深め、国民の多くが納得できるとともに、公平かつ中立的な税制が構築されることを望みたい。